



あなたは飼い主マナー、守れていますか？

現在、飼い主マナーに関する苦情・相談が急増しています！！

飼い犬に適切なしつけを行うことは飼い主の義務です。
あなたの可愛いペットが他の人に迷惑をかけないようにしなければなりません。
そのためには飼い主であるみなさんの努力が不可欠です。

東京都には「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」があり、狛江市はその条例を基に動物愛護の事業を行っています。

飼い主のNG行動

これってやっても良いと思いますか??



散歩中、よその家の玄関前で犬がトイレをしちゃった！！
誰も見ていないし片付けしないで良いや。



ご自身の家の前に毎日糞や尿をされていたらどう思いますか？
散歩前に家でトイレを済ませることができれば良いのですが、無理な場合はペットシーツや犬用おむつを利用したり、なるべく迷惑のかからない場所でさせ、きちんと片付けましょう。
以前は、「尿を持参した水で流す」という方法も紹介していましたが、多少の水で流れるものではありません。かえって臭いを広げてしまう結果にもなりかねません。

※ 東京都動物の愛護及び管理に関する条例 第7条第6号



(ドッグラン等の犬を放して良い施設ではない場所にて。)
犬が運動不足だからリードを外して走らせちゃえ！
ボールも投げて取ってこさせよう！



「うちの犬は賢いので大丈夫。」ということをする飼い主がありますが、それは自分本位な考え方です。たとえ大人しい犬だとしても、犬が苦手な方にとっては恐怖の対象になります。

もしも怖い動物が自分に向かって走ってきたら、あなたはどう思いますか？

※ 東京都動物の愛護及び管理に関する条例 第9条



留守中、犬がずっと吠え続けているみたい。
でもどうしたらいいか分からないしそのまま良いや。



ストレスが溜まっていたり、性格的な問題があるかも知れません。
対処は難しいかも知れませんが、しつけ教室や動物病院に相談して解決に向けた努力を続けましょう。

ご近所の方も直接伝えないだけで吠え声を迷惑に感じているかも。
折を見て謝罪を伝えたり、出来る限りのコミュニケーションを取るのも良いでしょう。
普段からご近所の交流があれば、災害時の助け合いにも繋がります。

※ 東京都動物の愛護及び管理に関する条例 第7条第7号

狛江



わん
わん
号外
わん
新聞

令和6年度版

発行
狛江市福祉保健部
健康推進課
狛江市元和泉2-35-1
あいとびあセンター1階

バックナンバーは
こちら



東京都動物愛護推進員による

犬のしつけ・飼い方相談

狛江市の犬のしつけ・飼い方相談は、月1回無料で開催しています。
東京都動物愛護推進員の西川文二先生のマンツーマン相談会です。

一枠20分間で、飼い犬に関するあらゆる相談にお答えいたします。

令和6年度 11月以降の開催日程

11/22(金) 12/20(金) 令和7年1/24(金) 2/28(金) 3/28(金)

時間:AM9:30~11:30 電話による予約制 先着6名

場所:あいとぴあセンター1階

お申込みは…☎03-3488-1181(健康推進課)

当日空きがあれば飛び入りも大歓迎!(^▽^)
犬と一緒に参加できます。(室内なので、ペット
シートなどのご用意をお願いします。)
これから犬を迎える方でも大丈夫です。

よくある相談内容は…

- 落ち着きがない
- 甘噛みをやめさせたい
- 子どもや他の犬に対して吠えてしまう
- トイレトレーニングの方法

※場合によって、ペットシートや
犬用おむつ等も用意しておくとも良いでしょう。



マナーを守って
楽しく散歩♪

首輪などに必ず
今年度の
注射済票を装着!



※金属製の鑑札をご利用の場合は鑑札も装着する
(狛江市のマイクロチップのみなし鑑札の場合を除く)



東京都動物愛護推進員
西川文二先生

雑誌「いぬのきもち」の監修でもおなじみ。
公益社団法人日本動物病院協会認定
家庭犬しつけインストラクターの資格を有し、
自らドッグスクールの主宰をつとめ、
さらには東京都動物愛護推進員、環境省主催の
講習会講師もつとめる。
近著は「イヌのホンネ」、「犬のモンダイ行動を
直す本」、「いぬのプーに教わったこと」他、
著書、監修書、DVDなども多数あります。

ボクがお手本だよ!

わんにゃん暮らしのアドバイス

国立大学法人東京農工大学が設置した「人と動物の共生社会推進プラットフォーム」
が運営する、飼い犬・飼い猫の困った行動への対応やしつけのコツなどを専門家の獣
医学的、行動学的視点から分かりやすく解説したWEBサイトです。

<https://wan-nyan-kurashi.com>

